



武庫川学院 男女共同参画推進宣言

1972年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」が施行され、1999年には同法律の大幅な改正と共に、「男女共同参画社会基本法」が成立しました。このように、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の社会における我が国の最重要課題とされています。

武庫川学院は、1939年に創立され、本年度で74周年を迎えました。創立以来、学院は、立学の精神のもと、「常に真理を追い求める、すぐれた知性」「感性豊かな、潤いのある心」「人を思いやり、人のために尽くす精神」の三つを兼ねそなえ、人・家庭・社会に貢献できる女性の育成に努めてまいりました。

2011年には、多様性とグローバル化が進む現代社会が求める人材を育成するため、教育推進宣言を表明し、「自立した学生を社会に送りだすため、主体性・論理性・実行力を培う女子教育」を推進しています。

社会のあらゆる場面に女性が参画し、活躍できる時代を形成することが、人々の生活をより豊かにするための基本的な要件であり、われわれ女子総合学園が、その実現に向けて主体的役割を果たすことは重要な責務であると確信しております。

武庫川学院は、次代を担う女性の育成を通して、率先して男女共同参画を推進することを、ここに宣言します。

《基本方針》

1. 男女共同参画に対する意識啓発の促進と啓発活動の強化
2. 男女共同参画の視点に立った現状分析と点検・評価の継続的実施
3. 教育・研究および就業並びに家庭生活の両立を支える体制の実現
4. 学校運営の意思決定過程における男女共同参画の実現
5. 次世代育成に資する男女共同参画施策の展開

2013年12月1日

学院長 大河原 一重